

決定理由書 素案

むつ都市計画特定用途制限地域の決定について

○むつ都市計画特定用途制限地域を決定する位置

別添総括図及び計画図のとおり

○むつ都市計画特定用途制限地域を決定する区域

- 居住環境保全地区

- むつ市桜木町、大湊新町、並川町、文京町、荒川町、松森町、中央二丁目、大字田名部字高田、美里町、十二林、緑ヶ丘、松山町、栗山町、柳町四丁目、大字田名部字斗南丘、大字田名部字下川、大字田名部字上道、大字田名部字品ノ木、横迎町一丁目、苦生町一丁目、苦生町二丁目、金曲一丁目、金曲二丁目、金曲三丁目、南町、松原町、赤川町及び大曲一丁目の各一部。ただし保安林を除く。

- 自然環境共生地区

- むつ都市計画区域のうち、用途地域、特定用途制限地域（居住環境保全地区、産業業務地区、幹線道路沿道地区）及び保安林を除く全ての区域。

- 産業業務地区

- むつ市柳町四丁目、大字田名部字柳浦、大字田名部字女館、大字田名部字道向、大字田名部字山内ノ内南女館、大字田名部字前田、大字田名部字槌川目、大字田名部字土手内、大字田名部字下川、大字田名部字斗南丘及び大字田名部字下道の各一部。ただし保安林を除く。

- 幹線道路沿道地区

- むつ市中央一丁目、十二林、緑ヶ丘、金曲一丁目、金曲二丁目、金曲三丁目、若松町、南町、松原町、赤川町、南赤川町、大曲一丁目、大曲三丁目、大字田名部字赤川ノ内並木及び大字田名部字赤川の各一部及び大曲二丁目の全部。ただし保安林を除く。

○むつ都市計画特定用途制限地域を決定する面積

約 1 4 , 2 0 9 ヘクタール

○変更理由

人口減少社会を迎えるなかで、市街地が拡大しないよう、コンパクトなまちづくりを進めることが必要である。

また、むつ市都市計画マスタープランでは、コンパクトなまちづくりが求められているところである。

そのため、市街地の拡大の一因となる大型店舗等の立地を制限することにより、都市のスプロール化を抑制し、道路・水路の維持管理やインフラ整備等の新たな都市経営コストの発生を防ぐことにより、人口減少社会における持続可能な都市運営を図るものである。

また、遊戯・風俗施設等の立地を制限することにより、住環境の保全を図るものである。